告示

○政治資金適正化委員会告示第八号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年二月五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二四八九	友野由希子	二五〇〇　二六、一、七	
二四九〇	友野　行晴	二五〇一　二六、一、七	

○法務省告示第四十七号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年二月二十二日から効力を生ずる。

平成二十六年二月五日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県島尻郡粟国村長

青森県南津軽郡大鰐町長

○財務省告示第二十九号

次に掲げる告示は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年二月五日

財務大臣　麻生　太郎

一　平成十五年財務省告示第六百十五号（独立行政法人日本万国博覧会記念機構が取得することのできる有価証券を指定する件）

二　平成二十二年財務省告示第三百七十七号（独立行政法人日本万国博覧会記念機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準）

三　平成二十二年財務省告示第三百七十八号（独立行政法人日本万国博覧会記念機構が地方公共団体出資に係る不要財産を譲渡したときに財務大臣が算定する金額の算定基準）

○農林水産省告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字長尾ノ上一二三六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県五所川原市大字飯詰字沢田八五の四、八五の七、八五の八、八五の四〇三、八五の四〇四、八五の四一六、八五の四二〇、八五の四四六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月五日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　水道事業用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

三(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

四(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

五(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに札幌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十六年二月六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目四十二番地七　独立行政法人都市再生機構大宮西部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十六年二月六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地　独立行政法人都市再生機構埼玉中央開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、さいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十六年二月六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四千百二十四番地　独立行政法人都市再生機構埼玉中央開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで